

常勤役員報酬規程

一般社団法人全国鐵構工業協会

平成15年3月28日制定

(目的)

第1条 一般社団法人全国鐵構工業協会の常勤役員の報酬については、定款第16条に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 本規程において常勤役員とは、会務の執行に常時あたる専務理事及び常務理事をいう。

(報酬の支給及び区分)

第2条 常勤役員には報酬を支給する。

2 常勤役員の報酬は、基本給及び特別手当とする。

(基本給)

第3条 常勤役員の基本給の基本報酬額は月額593千円とする。

2 会長は常勤役員の基本給の月額を基本報酬額の100分85から115の範囲内で定める。

(基本給の支給日及び支給方法)

第4条 基本給は毎月16日から翌月15日までの分を翌月25日に支給する。

2 前項の支払日が休日にあたるときには前日に繰り上げる。

(特別手当)

第5条 特別手当は6月20日及び12月10日に支給する。

2 特別手当の金額は、6月20日及び12月10日に支給する額の合計額が当該役員の基本給月額に100分の450を乗じて得た額を上回らない金額とする。

(日割り計算)

第6条 次の各号に該当する場合は、基本給、特別手当を日割り計算により算出し支給する。

(1) 役員が新たに基本給の支給を受ける場合

(2) 役員が退職した場合

(その他)

第7条 その他本規程に定めなき事項については会長の定めるところによる。

附則

この規程は、平成15年3月28日より施行する。